



まなびや



第71号 平成25年11月30日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03(3846)1437

FAX：03(3846)1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

実践することが何より大事。



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第119話 手

日本は手の文化と言われ、イギリスは足の文化と言われます。これは、日本人が農耕民族であり、イギリス人が狩猟民族であったことが原因のようです。

農耕民族の主な生活の糧は、水田稲作農耕です。これは手を動かすことによって成り立っています。一方の狩猟民族は、遊牧、狩猟が主な生活の糧です。大平原や砂漠地帯を足で歩き回っていました。そのため、古代より日本では、物の長さを測る単位に、寸や尺、尋と言った手の長さを規準とした単位が使われ、イギリスでは足の大きさである、フィートが長さを測る単位として使われてきました。ちなみに日本には、手のつく言葉が1000以上あると言われています。得手、上手、下手、手口、やり手、奥の手、手こずる、手頃、手始め、手作り、手抜き… などです。

最近入社を希望する人の中には、手に職をつけたいと言いながら、現場作業はしたくないという人がいます。測定の計算や図面の作成など室内の仕事がしたいようです。これは高学歴・高年齢の人に多く見られる傾向です。ちなみに当社は入社後3年間は毎日現場です。

商売の世界にも、手付金、手当て、手間賃、手形、手打ち…など、手が付く言葉がたくさんあります。これは、仕事が手を使うことによって成り立っているからです。頭だけを使っても、手に職はつきませんし、手を惜しむと、お金も付いてこないのです。

平成25年11月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 11月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 加藤さん

入金トップ 谷山さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 原口さん

ポイント賞 加藤さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会>

5日(火), 12日(火), 19日(火), 26日(火)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」です。7日(木), 14日(木), 21日(木), 28日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「経営計画書の解説」です。

<第24回測量舎道場>

30日(土)に第24回測量舎道場が行われました。講師に弁護士 松村菜里先生がお越し下さいました。テーマは「民法総則(事例編)」でした。

<第16次富士山測り隊>

富士山観測が11月9日(土)、10日(日)に行われました。第16次富士山測り隊の観測終了地点は、全長45kmの内約26.1km。標高は約1886mです。



<高橋さんが講師をしました>

11月4日(月)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座の第9講座で講師を務めました。タイトルは「相続と測量」でした。

<編集後記> 白井 綾佳

世の中が徐々にクリスマスモードになってきました。どうかサンタさんが来てくれますように☆



～・～・～ 12月の予定 ～・～・～

<今月の社員>



今月の社員を担当する清水です。

今年も残すところあと1ヶ月となりました。今年のビッグニュースと言えば、やはり富士山の世界文化遺産登録ではないでしょうか。

2011年4月に開始した富士山測り隊の活動も早いもので3年が経ちました。富士山測り隊としては世界文化遺産登録はとても喜ばしいことでした。

先日、お付き合いさせて頂いている不動産会社の社長様より「さすが測量舎さん、世界遺産の測量なんて何処から頼まれたの」と言われました。「これは仕事ではなく、遊びです。」とお答えしたらビックリしていました。

2013年の富士山測り隊の活動開始は4月20日、観測をしている二合目付近でも雪がちらつく寒い一日となり、とても辛かったです。この日は雪でしたが、私が富士山に行くと何故か雨が降ります。山の天気は変わりやすいとは言え、だれか雨男でもいるのではないのでしょうか？今年最後の活動は11月9日、観測終了地点ではやっと富士山の半分まで来ました。

頂上にたどり着くのは7年後の予定です。頂上目指して来年も頑張ります。



～・～・～ 12月の予定 ～・～・～

<高橋さんが講師をします>

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会様主催の講習会で講師を務めます。12月6日(金)は東京、20日(金)は仙台にて開催されます。タイトルは「相続と測量」です。



～・～・～ 12月の予定 ～・～・～

<12月のお誕生日>

12日(木) 佐藤さん
20日(金) 清水さん奥様



<社長と面接> (希望者のみ)

5日, 12日, 19日, 26日
18:15～18:45

<営業会議・異見会> (グループ長以上参加)

6日(金)
18:00～20:00 営業会議・異見会
20:00～ 本会議
来年1月は9日(木)18:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

3日(火) 19:00～21:00
来年1月は21日(火) 19:00～です。



<社内研修> (全員強制参加)

10日(火)
9:15～10:00 現場報告会
10:00～10:45 月次決算報告会
10:45～11:45 素直塾
来年1月は14日(火)9:15～11:45
現場報告会・月次決算報告会・素直塾です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

12月は21日(土) 9:15～大掃除、13:00～大掃除、16:00～第25回測量舎道場です。第25回測量舎道場では、エアサイクルハウジング株式会社 代表取締役 市川小奈枝先生を講師にお招きしております。テーマは「クレーム対処法」です。

1月は18日(土) 9:15～社内研修・大掃除、16:00～第26回測量舎道場です。

<早朝勉強会のお知らせ> (自由参加)

3日(火), 5日(木), 10日(火), 12日(木), 17日(火), 19日(木), 24日(火), 26日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。

<年末年始休暇>

12月28日(土)より1月5日(日)で、年末年始休暇となります。





まなびや

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第71号 平成25年11月30日
発行：土地家屋調査士法人 測量舎
〒130-0021
東京都墨田区緑1-24-5 4F
TEL：03(3846)1413
FAX：03(3846)1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.jp

<不動産登記Q&A> Vol.1.63

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）



Q 登記官の処分に対する

不服申立てはできますか？

A 登記官が行った違法、不当な処分によって不利益を受けた者を救済する手段は、行政訴訟、国家賠償、審査請求の3つが認められています。

登記官の処分を不当とする者は、法務局または地方法務局長に対し、審査請求をし、正当な処分をするよう請求することができます。ここでいう登記官の処分というのは、登記申請を受理したり却下したりすることはもちろん、登記官が行った全ての行政処分を指します。

審査請求をする者は、法務局または地方法務局長宛の審査請求書を、その処分を行った登記官の所属する法務局に提出します。登記官が審査請求書を受け取ったときは、これを審査し、審査請求が妥当でないと判断したときは、審査請求書を受け取った日から3日以内に意見をつけて法務局または地方法務局長の長に送付しなければなりません。しかし、審査請求が妥当と判断したときは、請求

に応じた正当な処分をします。例えば審査請求の内容が登記申請の却下処分に対する審査請求であるときは、再度登記申請を受理して、登記を実行しなければなりません。

法務局または地方法務局長の長に対し審査請求をした者は、その審査請求が却下ないし棄却の裁決がされた場合には、当該法務局または地方法務局長の長を被告として、裁決の取消しを求める行政訴訟を提起することができます。

また、審査請求の申立てをするしないにかかわらず、直接、裁判所に対し、その処分をした登記官を被告として、処分の取消しを求める抗告訴訟を提起することもできます。

